

事業者の皆さまへのお願い

現在、すすきの地区における感染者数及び発生店舗数は減少した一方で、市内では新規感染者が一定数発生しており、北海道の「警戒ステージ4相当」が継続するなど、新規感染者数は「下げ止まり」の状態にあります。

このため、3月以降の人の動き等の増加を見据え、より一層の感染抑制策を講じるため、北海道から、札幌市内全域の飲食店等に対して、営業時間の短縮要請がなされました。

対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大を抑止するため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

○協力要請の概要

■期間 2月16日(火)から2月28日(日)までの13日間

※なお、北海道では、期間中においても新規感染者数等の状況により、期間の変更を行う場合があるとしています。

■対象施設

札幌市内全域の 飲食店、カラオケ店

※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、従来から午後10時以降の時間にも営業を行っている施設（店舗）が対象となります。

※店舗内で飲食をする施設が対象となります。



■要請内容

① 営業時間の短縮

営業時間は「午前5時から午後10時」まで

② 「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底

○支援金の概要

■名称・金額

感染防止対策協力支援金 1施設（店舗）1日あたり2万円

【主な支給要件】

原則 2月16日(火)～2月28日(日)の全期間において要請に応じること

※このたびの要請から新たにご協力いただく場合などは、遅くとも2月18日(木)～2月28日(日)となります。この場合でも、支援金額は同額（最大26万円）です。ただし、北海道により要請期間が変更された場合、最大金額が変更となる可能性があります。

※申請の受付開始は、令和3年3月1日(月)からとなります。申請書類の詳細等については、本紙裏面及び別紙の「申請について」をご確認ください。

利用される方に対する呼びかけのお願い

感染リスクの徹底軽減のため、店舗を利用される方に対して下記の呼びかけを行っていただくようお願いいたします。

■同居していない方との利用についてできる限りの自粛

■飲食の時以外のマスク着用など感染防止対策の徹底

■感染防止に協力いただけない場合の利用お断り

■2時間以内での利用

支援金の申請について

要請にご協力いただいた支援金については、下記のとおりです。

■受付期間

令和3年3月1日（月）～令和3年3月31日（水）

■支援金額

1施設（店舗）1日あたり2万円（最大26万円）

※なお、北海道により要請期間等が変更された場合、最大金額が変更となることがあります。

■申請方法等

下記への郵送にて申請を受け付けます。

【郵送先】〒060-8404 感染防止対策協力支援金 事務局

※申請の詳細は、別紙「申請について」をご確認ください。札幌市ホームページからダウンロード可能なほか、2月末頃から市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所にも配架する予定です。

【参考】

・業種別ガイドライン（内閣官房のページ）

(<https://corona.go.jp/prevention/>)

・新北海道スタイル（北海道のページ）

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>)

業種別ガイドライン

新北海道スタイル



○感染防止対策協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 **011-350-5927**

受付時間 **8:45～17:15**

(令和3年3月31日までは、土日祝も対応。令和3年4月1日以降は平日のみ)

■ホームページ

飲食店等に対する営業時間短縮要請について

(<http://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kansentaisakusienkin.html>)

